

台湾の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

1 台湾の成り立ち

16世紀半ばの大航海時代に初めて台湾沖を通航したポルトガル船のオランダ人航海士が台湾を発見し、その美しさに感動して「Ilha Formosa (美しい島)」と呼んだことが、「フォルモサ」(Formosa)という台湾の別称の由来であるとされている。それ以来、台湾は、オランダ統治時代、鄭氏政権時代、清朝統治時代、日本統治時代を経て、1945年に日本の敗戦により、当時の中国大陸を支配していた中華民国政府が台湾を統治することとなった。そして、「中華民国憲法」が、1946年11月に中国の南京で開かれた制憲国民大会で採択され、翌1947年元日に公布され、1947年末に施行された。しかし、1949年に当時の与党であった中国国民党は、国共内戦で中国共産党に敗れ、崩壊状態にあった南京の中華民国政府を引き連れて、中国大陸から台湾に移住した。

このような歴史的な要因により、政治のレベルでは、台湾と中国大陸が分断されている。中国大陸における中華人民共和国は、世界で中国はただ一つだけであって、台湾は中華人民共和国の一部であり、中華人民共和国政府が全中国を代表する唯一の合法的政府である、即ち「一つの中国」原則を主張している。他方、台湾における中華民国政府は、過去においても現在においても、中華民国政府が中国の唯一の正統政府であるとの主張を堅持し、中華人民共和国政府と対立してきたほか、国際社会においても、中国代表権をどちらが持つのかを争ってきた。

1971年10月25日、国連総会で中華人民共和国政府を中国の唯一の正統な政府と承認し、蒋介石が代表する中華民国政府を追放するとして2758号決議（提案国であるアルバニアの名をとって、「アルバニア決議」とも呼ばれる）が採択された。これにより中華民国政府が国連と国連機関から脱退し、代わりに中華人民共和国政府が国連及び安全保障理事会常任理事国の代表権を獲得した。1990年代以降、中華民国政府が、国交を有する国連加盟国の提案を通して、「中国」としてではなく、「台湾」として国連に加盟することを何度も試みたが、正式に加盟するまでには至っていない。

中華民国政府が国連での中国代表権の争いに敗退したことに伴い、現在、中華民国政府をもって、中国を代表する唯一の正式な政府として承認している国はかなり少なくなっ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

いる。中華民国と外交関係を有する国は、わずか15か国（2020年3月17日現在）²しかなく、主に経済力の弱い中南米、カリブ海、大洋州等の国々となっている。しかし、世界の大多数の国々は、台湾を事実上独立した地域とみなし、国交に準じた関係を結んでいる。

このように、台湾は国際機関や主要国に独立国として承認されていないため、台湾の国際社会への参加には様々な障害が存在している。国際機関に加盟しようとするときでも、「台湾」や「中華民国」の呼称を公式的には使えない。例えば、台湾は、世界貿易機関(WTO)、アジア太平洋経済協力機構(APEC)、世界保健機関(WHO)にそれぞれ加盟した際、「チャイニーズタイペイ」(Chinese Taipei、中華台北)という名称を使用した。また、オリンピックを始めとする国際スポーツ大会においても、「台湾」や「中華民国」ではなく、やはり「チャイニーズタイペイ」という名称が用いられている³。

2 台湾と日本の関係

台湾は、第二次世界大戦以前は日本の植民地であったが、日本国政府は、1951年のサンフランシスコ講和条約及び1952年の日華平和条約において台湾島地域に対する一切の権利を放棄した。また、1972年の中華人民共和国との国交正常化に伴い、中華民国との国交が断絶した。日本政府は、公式には中華民国という国が存在することを認めていないが、實際上、台湾と日本の関係は深く、貿易、経済、技術、文化等の交流は盛んである。このような状況に対応するため、大使館の代わりに、台湾側は「亜東関係協会」、日本側は「公益財団法人交流協会」を設立した。また、亜東関係協会と交流協会は、相互に在外事務所を設置する取り決めに調印した。日本側が設立した「公益財団法人交流協会」は、東京に本部を設置すると同時に、台湾の主要都市である台北と高雄それぞれに事務所を設置して、ビザ発行等の業務を行っており、実質的に台湾での日本大使館の機能を果たしている。これに対して、台湾側が設置した亜東関係協会の日本における出先機関は、「台北駐日経済文化代表処」であり、現在は、東京、大阪、福岡に弁事処、横浜、那覇、札幌に分処を設置している。

3 台湾の法制度

台湾では、1945年の日本の敗戦の後、国民党政権の統治により、中華民国法が有効に施行されてきた。1949年以前の中国大陸においても、中華民国法は施行されていたが、中華人民共和国政府は、中華民国法の無効を宣言した。現行の台湾法は、中華民国政府が現実に支配している台湾本島及びその付属する諸島で施行されている。

国民党が中国大陸で中華民国政府を樹立した当時は、不平等条約の撤廃を目標として、西欧の近代法をモデルとして六法を編纂し始めた。その沿革は、20世紀初頭、清朝末期の

² 外務省ウェブサイトにおける「台湾 基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html>

³ <http://www.olympic.org/chinese-taipei>

法制改革に遡ることができる。当時、ドイツを始めとする数多くの先進諸国の立法例を参考にしたのみならず、岡田朝太郎、松岡義正ら日本の学者及び実務家をも招聘し、各法典の起草作業が開始された。中華民国政府は、この清朝末期の法制改革の成果に基づき、数多くの基本法典を制定した。

このような歴史的沿革があることから、台湾法は、全般として、ドイツ法の流れを継受したという側面を持ちながら、日本法からの影響も強く受けている。台湾は、憲法を除いて、法制度全体が日本のものと極めて類似していると言っても過言ではない。近年、民法、会社法、証券取引法、刑事訴訟法等の分野をはじめ、いくつかの法改正は、英米法からの影響も受けているが、基本的に、台湾法は日本法と同じく大陸法系に属する。このように、台湾の法制度は、日本の法制度とよく似ていることから、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとって、なじみやすく理解しやすいものとなっている。

台湾における法令の優先順位は、まず「憲法」、次に狭義の「法律」（立法院で可決されたものに限る）、そして行政院又はその各部会・機関の公布した「行政法規」、最後に各地方政府（市、県、郷、鎮）の「地方法規」という順になる。

なお、台湾では、現在、北京語（即ち、中国大陸の「普通話」。台湾では「国語」と呼ばれる）、台湾語、客家語等の様々な言語が日常的に使われている。台湾の「国語」は、基本的には、中国大陸の「普通話」（北京語）と同じであり、漢字で表記されるが、中国で使用されている「簡体字」ではなく、伝統的な「繁体字」が用いられる。日本、台湾及び中国大陸の3つの法域においては、共通する法律用語もあれば、異なる法律用語もある。台湾の法令を調べようとするときは、このような法律用語の違いも知っておくことが必要である（表1を参照）。

表1：日本・台湾・中国大陸における法律用語の違い

日本	台湾（繁体字）	中国大陸（簡体字）
条、項、号	條、項、款	条、款、项
契約	契約	合同
相手方	相對人	对方当事人
情報	資訊	信息
申請/申立	聲請（裁判所に対する） / 申請（行政機関に対する）	申请
届出	備查	备案
過料	罰鍰	罚款
元本	原本	本金
株主名簿	股東名簿	股东名册
第三者割当	特定人協議認購	第三人定向増資

監査役	監察人	監事
知的財産権	智慧財産権	知識産權
特許	發明專利	發明專利
実用新案	新型專利	實用新型專利
意匠	設計專利	外觀設計專利

台湾の現行法令の年号表記については、中華民国紀元が使用されており、法令の冒頭には必ず、「民国〇〇年〇月〇日に制定公布」と記載されている⁴。また、口語又は正式な公文書以外の文書では「民国」という 2 文字がよく省略されるが、西暦ではないので注意しなければならない。ちなみに、中華民国元年は西暦 1912 年（日本の大正元年）である。また、西暦 2010 年は民国 99 年、2011 年は民国 100 年、2020 年は民国 109 年である。

II 憲法

中華民国憲法は 1947 年に公布され、当初は中国全土に適用された。しかし、前述のようにわずか二年後の国民党の中国内戦の敗戦の結果、現在、現実に台湾（中華民国）憲法が適用されているのは、中華民国政府の統治権の及ぶ地域、即ち台湾と一部の諸島のみである。

近年、台湾の民主化を進めること、また、総動員体制や長期戒厳令の維持のための「反乱平定時期臨時條款」（中国語では「動員戡亂時期臨時條款」）が廃止されたことに伴い、1991 年 5 月 1 日に上記の中華民国憲法の本文に加えて、「中華民国憲法増修条文」が制定され、その後、6 回にわたり改正され、当該条文の制定を含め、民主化以降の台湾では、合計 7 回の憲法改正が行われている。

近年の台湾の憲法改正は、憲法本文を改正するかたちを採用せず、本文のあとに追加条文（中国語では「増修条文」）を追補するというかたちを採用している。これは、中国全土統一までは憲法本文には一切手を加えないこととし、追加条文によってなされた改正は、中国全土統一前の暫定措置に留まると位置付けられたためである。「増修条文」の特色として、その前文に、「国家統一前」という文言が明記されていることからわかるとおり、「増修条文」は、中国大陸（中華人民共和国の支配地域）での適用は予定されていない。したがって、中国大陸との法適用の関係については、「台湾地区及び大陸地区人民關係條例」という法律で規律しているのが現状である。

1 統治機構

台湾の国家機関は、総統及び五院（行政院、立法院、司法院、考試院、監察院）から

⁴ 特別の規定がない限り、法律は公布の日から起算して 3 日目に効力を生じる。

構成されている。

(1) 総統

総統（大統領）は、国家を代表する国家元首であり、同時に軍隊の最高統帥者である。総統の任期は4年（再選が可能であるため、任期は最長8年。3選は禁止）で、国民の直接選挙によって選出される。2005年憲法改正の前には、国民大会から選出されていた。2020年6月20日現在の総統は、蔡英文（ツァイ・インウエン）氏である。

なお、2005年までは、「国民大会」というものがあった。国民大会は、孫文の中華民国憲法構想に基づいて設立されたものである。孫文の憲法構想では、政府の機能が「政権」と「治権」に分かれていた。選挙、罷免、国民提案（中国語では「創制」、国民投票（中国語では「複決」）の4種の「政権」は国民が行使し、「治権」は五院（行政院、立法院、司法院、監察院、考試院）が行使する。そして、憲法改正等の中央政権は国民大会が行使するとされ、国民大会は憲法上、五院の上に置かれていた。つまり、国民は選挙により選出された国民大会代表を通じて中央機関での「政権」を行使し、政府の「治権」を掌握し、これにより「政権」と「治権」の均衡の実現が図られた。しかし、2005年（民国94年）の憲法改正により、国民大会は廃止された。そして、この憲法改正によって、従来の国民大会の権限のほとんどが、立法院に移された。

(2) 五院（行政、立法、司法、考試、監察）

台湾憲法は、世界の多くの国におけるような三権分立を採らず、五権分立を採っている。五権とは、①行政権、②立法権、③司法権のほかに、④考試権（主に国家試験、公務員の任用等を担当する）と⑤監察権（スウェーデンのオンブズマン制度と類似しており、主に公務員の不正追求や弾劾を担当する）を加えたものである。上記④と⑤は、孫文により提唱された三民主義（民主主義、民族主義、民生主義）、及び五権憲法の概念に基づくものである。「五権」それぞれに、「院」が設置されている。

(ア) 行政院

行政院は、日本の内閣に相当する最高行政機関で、トップは行政院長（日本の首相に相当）である。2014年2月1日現在、行政院は、12の部（内政部、外交部、国防部、財政部、教育部、法務部、經濟部、交通部、衛生福利部、文化部、労働部、科技部）、4つの独立機関（中央選挙委員会、国家通信伝播委員会（NCC）、公平取引委員会（中国語では「公平交易委員会」。日本の公正取引委員会に相当）、促進轉型正義委員会）、8つの委員会（①国家発展委員会、②僑務委員会、③客家委員会、④大陸委員会、⑤金融監督管理委員会、⑥国軍退除役官兵輔導委員会、⑦海洋委員会、⑧原住民族委員会）がある。現在も、さらなる組織改編が予定されている。

(イ) 立法院

立法院は、一院制の「国家最高の立法機関」であり、法律の制定や予算の審議、会計審査や行政院が行う国政の監督を行っている。立法院に所属する議員のことを、「立法委員」という。立法委員は、国民の直接選挙で選出される。現在の立法委員の定員は 113 名であり、立法委員の任期は 4 年である。

(ウ) 司法院

司法院は国家の最高司法機関で、その下に、大法官（主に法律の違憲審査を担当）、各級法院（各種訴訟の裁判を担当）及び公務員懲戒委員会（公務員の懲戒を担当）が設置されている。大法官は 15 名おり、任期は 8 年で、総統の指名及び立法院の同意を経て総統により任命される。

一般の民事・刑事訴訟事件や行政訴訟事件についての最終司法判断を下す機関としての日本の最高裁判所に相当する最高法院や最高行政法院は、司法院の下にある。司法院は、自ら訴訟事件の審理を行わない。それ故、司法院は、単なる司法行政機関としての性格が強いといえる。

なお、台湾では、日本と異なり、民事訴訟と刑事訴訟は普通法院が審理し、行政訴訟は行政法院が審理する。それに応じて、司法院の下には、それぞれ、最高法院を終審裁判所とする通常裁判所の系統と、最高行政法院を終審裁判所とする行政裁判所の系統とがある。さらに、公務員の懲戒を行う司法機関（公務員懲戒委員会）も設けられている。

台湾においては、日本とは異なり、違憲審査権は、通常裁判所ではなく、大法官に専属されている。大法官は、憲法解釈、法解釈の統一、法律の違憲審査を行うほか、違憲政党の解散に関する審理、立法院による総統・副総統に対する弾劾決議を審理する権限も有しているが、具体的な訴訟事件の裁判は取り扱わない。大法官の多くは、憲法や行政法の学者、ベテランの裁判官から選任される。

(エ) 考試院

考試院は日本の人事院に相当し、すべての公務員の採用試験や任用などを行っている。考試委員は、総統の指名につき立法院の同意を経て総統により任命される。

(オ) 監察院

「監察院」は公務員の弾劾、糾明及び国政調査を行っている。監察委員は 29 名の委員で構成されており、任期は 6 年で、総統の指名につき立法院の同意を経て総統により任命される。

2 人権

台湾の憲法は、「人民の権利義務」（第 2 章）において、さまざまな権利・義務について

規定している。即ち、平等権（7条）、身体の自由（8条）、現役軍人でない限り、軍事裁判を受けない権利（9条）、居住・移転の自由（10条）、言論・研究・著作・出版の自由（11条）、秘密通信の自由（12条）、宗教信仰の自由（13条）、集会・結社の自由（14条）、生存権・労働権・財産権（15条）、請願・行政訴願・訴訟の権利（16条）、選挙・罷免・創制・複決の権利（17条）、試験を受け、公職に就く権利（18条）、納税の義務（19条）、兵役に服する義務（20条）、国民教育を受ける権利及び義務（21条）、その他の自由及び権利（22条）である。

思想・良心の自由についての明文規定は無いが、「信教の自由が保障する範囲には、内心における信仰の自由、宗教活動の自由と宗教結社の自由が含まれる」との大法官の解釈がある⁵。

Ⅲ 民法

1 総説

台湾の民法は、日本の民法と同じように、私人間の権利義務を規律する基本的法律として位置付けられる。台湾の民法は、1929年に制定されたものであり（総則編は1929年10月10日、他の編は1930年5月5日施行）、その全体的な構成や仕組みは今日に至っても変わっていない。その構成は、総則、債権、物権、親族（中国語では「親属」）、相続（中国語では「継承」というドイツ式（即ち、パンデクテン体系）の編成を採用しており、合計で1225条がある。

台湾の民法は、ドイツ民法、スイス民法及び日本民法の影響を強く受けているが、民法の財産編部分の特色は、スイス民法に倣い、民商法統一主義（中国語では「民商合一」）を採用している点にある。台湾の民法は、台湾の社会情勢の変化に対応するため、1999年に債権編の大改正が行われたほか、物権編、親族編及び相続編でも2002年以降頻りに改正されている。

2 台湾の民法の特色

台湾の民法は、日本法と似ている点が多いものの、当然のことながら日本法と異なる点も少なくなく、個々の問題ごとに注意して調べる必要がある。以下、台湾の民法について、日本法と異なる点をいくつか紹介する。

（1）登記発効主義

台湾の民法は、不動産物権の取得、設定、喪失又は変更に関する登記につき、日本の採用している「登記対抗主義」と異なり、ドイツ法に倣い「登記発効主義」を採用している。

⁵ 李仁淼著「台湾」（中村睦男ほか編著『世界の人権保障』（三省堂、2017年）所収）170～171頁。

したがって、台湾において不動産所有権の取得や抵当権の設定は、登記を経なければその効力を生じず、不動産の登記は対抗要件にとどまらず、絶対的効力を有することに注意を要する。

(2) 「家」制度

台湾の民法は、「家」について1章を設けて規定している。「家」とは、永久に共同生活を営む目的をもって同居する親族団体をいい、家には家長を置く。家務は家長が管理する。家という制度は、台湾の民法親族編の特色の1つであるといえる。日本の旧民法の下で戸主権を有する家の責任者である「戸主」という概念と類似する側面があるが、家長の権限は、日本の旧民法の「戸主」よりもはるかに小さい。台湾の民法の親族及び相続編には、親族会議を開かなければならない旨の規定が多くある（例えば、扶養料の方法、遺言執行者の報酬の決定、口授遺言の真偽の認定など）。親族会議は、会員5人をもって組織しなければならないが、現代社会では、法定の親族会議の会員が集まるのが困難であることに鑑み、①親族会議の構成員の該当者がいない場合又は定足数を下回る場合、②親族会議を開くことができない場合又は困難である場合、③親族会議を開いても決議ができない場合、法により親族会議を経て処理すべき事項については、利害関係人は、裁判所にその処理を申し立てることができる。

(3) 同性婚

2017年5月24日、大法官は、第748号解釈により、①民法が同性婚を認めていないことは、憲法で保護されている婚姻の自由（22条）及び法の下での平等（7条）に違反すること、②本解釈の公布の日から2年以内に（即ち、2019年5月24日まで）、関係する法律の制定又は改正を行わなければならないこと等を宣言した。上記の第748号解釈を実現するために2019年5月22日に公布された「司法院积字第748号解释施行法」2条は、「性別を同じくする2人の者は、共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性を有する永久的結合関係を成立させることができる。」と規定した⁶。形式的には「同性婚」という文言は規定されていないものの、実質的には、台湾がアジアで初めて同性婚を法的に認めたということができよう。

IV 会社法

1 会社法が定める4種類の会社

台湾の会社法（公司法）は1929年に制定されたが、その後、頻繁に改正されている。直近では、2018年8月1日に大きく改正された。

⁶ 林秀雄著「台湾における準同性婚姻法の制定について」（『戸籍時報 No.789』（日本加除出版、2019年）所収）24頁。

台湾の会社法は、合名会社（中国語では「無限公司」）、有限会社（中国語では「有限公司」）、合資会社（中国語では「兩合公司」）、株式会社（中国語では「股份有限公司」）という4種類の会社について規定している。それぞれの会社は、株主の責任、出資形態、出資の方法、会社の組織などの点において異なる。実際には、合名会社と合資会社は、ほとんど存在しない。また、中小企業等の小規模会社を経済活動の主力とする台湾社会においては、有限会社も一定数存在するが、通常、外国企業が現地法人を立ち上げる際には、ほとんどが株式会社の形態を選択している。そこで、以下においては、主に株式会社について説明する。

外国企業は、その組織形態が法人であれば、台湾において、100%出資の完全子会社を設立することが可能である。2018年改正会社法の規定によると、法人株主一人で組織される非公開会社は、1名又は2名の董事を置けばよく、董事会及び監察人の設置は不要である。また、2018年改正により、株主総会をオンライン会議で行うことが可能となった。さらに、従来、董事会決議を行うためには、董事会を開催する必要があったが、2018年改正により、非公開会社においては、書面決議が可能となった。

2 外国企業による台湾投資

外国企業が台湾に現地法人を新設し、又は既存企業に出資する（例えば、第三者割当増資を引き受ける）場合、原則として、事前に「外国人投資条例」の規定に従い、經濟部投資審議委員会（以下「投審会」）に対し、「外国人投資許可」（Foreign Investment Approval（FIA））を申請しなければならない。但し、投資先が加工輸出区（中国語では「加工出口区」）又はサイエンスパーク（中国語では「科学工業園區」）等にある場合には、上記のFIAは不要であり、直接、經濟部加工輸出区管理处又はサイエンスパーク管理局から許可を取得することとなる。

また、外国企業が上場、店頭公開又は上場店頭準備登録会社たる台湾企業に投資する場合、公開の証券取引市場で投資対象企業の株式を購入するのが通常である。この場合、上記のFIAは不要であるが、その代わりに、外国人投資条例に基づき制定された「華僑及び外国人投資証券管理弁法」に従う必要がある。関連の手続きとしては、まず外国人投資家が代理人やカストディアンとなる保管銀行と契約をし、それらの者を通して台湾証券取引所に登録した上で、証券取扱業者に証券口座を開設し、投資先の有価証券を売買することになる。

外国法人が台湾で支社（中国語では「分公司」）を設立しようとする場合、従来は、まず、外国法人の認許を経済部から取得しなければならず、外国会社は、認許を受け、かつ支社設立認可証を得て、はじめて台湾において営業することができるものとされていた。しかし、2018年改正により、外国法人の認許の取得は不要となった。外国会社は、台湾において指定した代理人の事務所又は支社に定款を備え置かなければならない。外国会社の法律上の権利義務は、基本的には、台湾の会社と同じである。

外国企業に台湾で経常的な営業活動を行う意思がなく、代表者を派遣して台湾で業務上の法律行為を行うだけの場合は、駐在員事務所（中国語では「代表人弁事処」）だけを置くことが可能である。この場合は、主務官庁に会社の届出をするだけで足りる。会社の届出をした外国企業の代表者が台湾に常駐する必要がある場合、法律により駐在員事務所を設置しなければならない、かつ事務所所在地を届け出なければならない。その際、派遣する代表者についても届出を行う必要がある。

V 民事訴訟法

1 民事訴訟

台湾で民事訴訟を提起しようとする場合、まず、当該訴訟につき、どの裁判所が管轄権を有するのかを調べなければならない。台湾の民事訴訟法 1 条の規定によると、原則として、被告の住所又は居所の所在地の裁判所が管轄権を有する。被告が私法人の場合には、主たる事務所又は主たる営業所の所在地の裁判所が管轄権を有する。また、民事訴訟法は、様々な特別の管轄権についても規定している。例えば、契約に関する訴訟は、契約の履行地の裁判所も管轄権を有する。このように、民事訴訟法には、各種の民事訴訟の類型に応じた特別規定が定められている。以上のことから、同一事件に対し、同時に多数の裁判所が管轄裁判所となることが可能である。このような場合、原告はそのうちからのいずれかの裁判所を自由に選択し、提訴することができる。また、民事訴訟法は、証拠調べのための利便性やその他の公益的考慮を理由に、専属管轄の規定を設けている。例えば、不動産物権に関する訴訟については、不動産所在地の裁判所が専属的に管轄する。専属管轄規定に違反した場合は、絶対的上告理由となる。なお、民事訴訟法は、専属管轄ではない事件につき、当事者は特定の裁判所の管轄について合意することができると規定している。つまり、台湾においても合意管轄が認められている。

台湾の民事訴訟では、原則として、日本と同じように三級三審制が採用されている。当事者が第一審の判決の結果に不服があるときは、判決書正本の送達を受けた日の翌日から 20 日以内に高等裁判所に控訴をすることができ、第二審判決の結果に不服がある場合も、同じ期間内に最高裁判所に上告することができる。しかし、最高裁判所は法律審であるため、最高裁判所への上告は、原則として、原審判決に法令違反があることを理由とすることしか認められず、事実認定の部分は争うことができない。この 20 日の期間を過ぎても控訴・上告をしなかった場合には、当該判決が確定判決となる。判決が確定してしまうと、既判力が生じ、当事者は、同一法律関係につき、争うことができなくなる。

なお、日本の裁判所の下した確定判決の台湾における承認・執行に関して、被告たる台湾人又は台湾企業に対して訴状副本等の書面が適法に「送達」されたといえるか否かが問題となることがある。日本と台湾との間には、正式な外交関係がないため、日本の裁判所から台湾に所在する台湾人又は台湾企業に対して訴状副本等の書面を適法に「送達」する

ことは、原則として、極めて困難である。日本の裁判所から台湾に所在する台湾人又は台湾企業に対して訴状副本等の書面を適法に「送達」するためには、台湾の「外国裁判所委託事件協力法」、「司法互助事件処理手続」等の規定に基づき、台湾の裁判所を通じた協力送達によらなければならない⁷。

2 仲裁

日本企業と台湾企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。現在、台湾の仲裁機関として、一般の民事・商事事件の場合は中華民国仲裁協会（China Arbitration Association (CAA)）⁸が、工事や請負事件の場合は中華工程仲裁協会や台湾營造仲裁協会がよく利用されている。台湾は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（通称：ニューヨーク条約）の締約国ではないため、ニューヨーク条約が適用されず、適用されるべき国際法上の義務は無いが、台湾は、外国仲裁判断を無視するわけではない。台湾の仲裁法における外国仲裁判断の承認に関する規定は、ニューヨーク条約と実質的に極めて類似するといわれている。そして、注目すべきは、台湾台北地方裁判所、及び台湾高等裁判所の近時の判決の中には、すでに日本商事仲裁協会の仲裁判断（2004年東京 03-10号仲裁判断、2012年東京 10-11号仲裁判断、2014年東京 11-08号仲裁判断）を承認したケースがあるということである⁹。

VI 刑事法

1 刑法

1935年に公布され、幾度もの改正を経た「刑法」は、全2編36章363条より構成されている。刑法は、罪刑法定主義、遡及処罰の禁止、罪刑均衡原則、属地主義原則等について規定している。

台湾の刑法の特色の一つとして、保安処分が規定されているという点が挙げられる（86～99条）。例えば、触法未成年者に対する感化教育、触法精神障害者に対する監護処分等である。

従来、台湾の刑法には、「姦通罪」が規定されていた。しかし、2020年5月29日、大法官は、1年以下の懲役に処せられる姦通罪の規定について、罪刑均衡原則に反し、性に関する自己決定権を著しく侵害するものであること等を理由に、憲法違反であるとの判断を下

⁷ 何佳芳著「台湾における日本裁判の承認・執行」（『法政論集 276号』（名古屋大学大学院法学研究科、2018年）所収）400頁。

⁸ <http://www.arbitration.org.tw/>

⁹ 陳逸竹著「日台間仲裁判断の承認執行」（『JCAジャーナル 第65巻12号』（日本商事仲裁協会、2018年）所収）3～8頁。

し、姦通罪の規定は即日廃止された。

2 刑事訴訟法

犯罪の捜査は、基本的に司法警察職員や地方裁判所検察署の検察官が担当する。検察官は、被疑者に犯罪の嫌疑があると判断した場合、裁判所に当該事件を起訴することができる。基本的に職権主義に立脚する台湾の刑事訴訟では、「起訴状一本主義」が採用されておらず、裁判官は起訴状と一件記録を読み込んだ上で公判に臨む。

なお、①総統、副総統、五院院長、部会首長又は上将階級以上の軍職人員の汚職事件、②選務機関、政党又は立候補者が総統、副総統又は立法委員の選挙の場合の全国的な選挙妨害に関わる事件、③特殊な重大汚職、経済犯罪、社会秩序に対して重大な影響があり、かつ最高法院検察署検察総長が指定した事件を処理するために、最高法院検察署には、特別偵察組（中国語略称は「特偵組」。日本の特捜部に相当）が設けられている。

刑事訴訟も原則として三級三審制であるが、法定刑が最長でも 3 年以下の懲役の罪、及び窃盗、詐欺等の比較的軽微な事件は、二審で終結し、最高裁への上告は認められない。また、通常手続以外に、簡易手続や司法取引（協商）手続がある。簡易手続は、控訴はできるが、上告はできない。司法取引（協商）手続は、特定の状況を除き、上訴等がいきなり認められない。

VII おわりに

多くの日本企業が、台湾企業と貿易取引を行ったり、台湾に現地法人を設立したりしている。また、何より、台湾は日本にとって友好的パートナーであるといえる。台湾では、以前から、日本のアニメや音楽等の文化が広く受け入れられてきたし、人の往来も盛んである。そして、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際には、台湾から世界一多額の義援金が日本に送られた。このことは、多くの日本人に、台湾人への感謝の気持ちをあらためて思い起こさせた。日本にとっての台湾の存在感はこれからも高まっていくと思われる。

日本と台湾の間の経済的な相互依存関係が強くなっている昨今、日本企業や日本のビジネスマンにとって、台湾の法制度に関する情報はますます重要となっている。本稿が少しでも読者の皆様のお役に立つことがあれば、幸いである。なお、台湾の法制度及び台湾法務についてより詳しく知りたい読者は、遠藤誠ほか著『台湾ビジネス法務の基本がよ〜くわかる本』（秀和システム、2014年）¹⁰をご参照いただきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.7』（国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法

¹⁰ <https://www.shuwasystem.co.jp/book/9784798040608.html>

制度〔東アジア・東南アジア編〕第3回 台湾〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。